

第7節 退職餞別金の給付

(退職餞別金)

第18条 会員が退職するときは、次により退職餞別金を給付する。

会員加入期間	退職餞別金
6ヶ月以上	1,000円
1年以上	3,000円
3年以上	5,000円
5年以上	10,000円
10年以上	20,000円
20年以上	30,000円
30年以上	50,000円